

- 三、解説部員ニシテ任意退職スル場合ニ於テハ前記解雇手當ノ二分ノ一ヲ支給ス
- 四、定期昇給ハ事業成績ノ如何ニヨリ年一回實施ス
- 五、賞與ノ名目ヲ付セザルモ從前通り年二回支給ス
- 六、大入及祝儀早出時間外勤務試寫手當ハ他館ノ振合ヲ見テ考慮實施ス
- 七、解説部員ハ從來通りトス
- 八、公休日ハ月二回トシテ業務ニ支障ヲ來サザル範圍ニ於テ實施ス
- 但シ紋日及日曜日ハ公休ヲ與ヘズ
- 九、公傷ノ場合ハ治療費金額ヲ支給ス
- 病氣缺勤ノ場合ハ二ヶ月迄ハ給料金額ヲ支給シ三ヶ月目ハ給料ノ半ヶ月分ヲ支給ス
- 尙平素ノ成績ヲ考査シ右期間ヲ延長ス

- 但シ此場合ニ於テハ醫師診斷書ノ提出ヲ要ス
- 解説者臨時代人手當ハ會社負擔トス
- 一〇、兵役關係アルモノニシテ點呼復習ノ爲メ缺勤シタル者ニ對シテハ金額ヲ支給ス
- 戰時應召ノ場合ハ此期中家族ニ對シ應分ノ補助ヲナス
- 一一、女子從業員ニ對シテハ交互三月二回ノ休ヲ與フ
- 但シ紋日及日曜日ハ此限りニアラス
- 女子從業員ノ昇給ニ關シテハ成績如何ヲ審査シテ年一回之ヲ行フ
- 一二、本爭議ニ關シテハ犠牲者ヲ出サズ
- 但シ今后故意ニ館ノ秩序ヲ紊シ營業主ニ對シ不利益ヲ及ボス行爲アル時ハ即時解雇スル事ハ勿論既定手當ヲ支給セズ
- 一三、家族慰安トシテ金三百四十四圓四十圓外ニ金一封（六百五十五圓六十錢）ヲ支給ス